



® 令和7年 4月4日(金)
(2025年)

No. 16355 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆知財の常識・非常識 55

AIと知財の最新動向…………… (1)

知財の常識・非常識 55

AIと知財の最新動向

～生成AIによる生成・利用行為と著作権侵害～

桜坂法律事務所

弁護士・弁理士 足立 梓

第1 はじめに

1 AI技術の進化に伴い、生成AIを利用してコンテンツを生成するサービスを提供する事業者も増加し、一般のユーザーも気軽に生成AIを利用する場面が増えてきました。たとえ一般のユーザーであっても、そのようなサービスを利用してコンテンツを生成・利用する場合には、他人の著作権を

侵害しないよう注意する必要があります。しかし、どのような場合に著作権侵害と判断されるおそれがあるのか、既存の著作権法の枠組みでは明確でない部分も多く、今後の運用実態や裁判所による判断がどのようになされるか、実務においても大きな関心が寄せられています。



令和6年

職員録

編集・発行 国立印刷局
2024年12月刊 A5判

上巻 中央官庁等

立法、行政、司法の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等事項(役職・氏名)を収録。
978-4-17-073701-0 税込価格 14,960円(本体価格 13,600円 消費税(10%)1,360円)

下巻 都道府県・市町村等

都道府県・市町村等の事項(役職・氏名)を収録。
978-4-17-073702-7 税込価格 14,960円(本体価格 13,600円 消費税(10%)1,360円)

法令全書

編集・発行 国立印刷局 B5判 定価 8,910円(本体価格 8,100円 消費税(10%) 810円)

令和6年12月号(令和7年1月25日発行)及び令和6年総目録(令和7年3月中旬発行予定)をもって、廃刊となります。

ご注文は…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ

全国官報販売協同組合 〒114-0003 東京都北区豊島6丁目7-15 <http://www.gov-book.or.jp>

2 生成AIと著作権の問題を検討する場合、「AI開発・学習段階」と「生成・利用段階」に大別されます。「AI開発・学習段階」においては、著作権法(以下、法令を省略します。)第30条の4等の権利制限規定がAI(学習済みモデル)作成等のための著作物の利用行為に適用される範囲等が検討の対象となります。「生成・利用段階」では、AIによる生成及びAI生成物の利用が既存の著作物を侵害するのはどのような場合か、並びにAI生成物が著作物といえるか等が検討の対象となります。

こうした諸問題のうち、本稿では、上記1で掲げたように、AIによる生成及びAI生成物の利用がどのような場合に著作権侵害と判断されるおそれがあるのか不明確であるという観点から、AI生成物の利用が既存の著作物を侵害するのはどのような場合かという判断基準について、現行の行政庁¹の見解を整理し、特に依拠性について検討することを目的とします。

なお、本稿の用語は特段の断りがない限り、令和6年3月15日に文化審議会著作権分科会法制度小委員会が策定した「AIと著作権に関する考え方」(以下、「考え方」といいます。)及び文化庁著作権課が令和6年8月に策定した「AIと著作権Ⅱ(解説・AIと著作権に関する考え方について)」(以下、「AIと著作権Ⅱ」といいます。)に従います。

第2 行政庁の動向

1 行政庁の公開資料

生成AIと著作権に対する指針として、「考え方」を始めとした資料がいくつも公開されており、いずれも文化庁のウェブサイト²に掲載されています。これらは法的拘束力を持たないものの、行政庁が策定した公式見解であり、実務における生成AIと著作権の関係を考える上での重要な指針となります。

これらの資料を時系列で整理すると、以下の表のとおりです。なお、AI事業者ガイドラインは総務省、経済産業省が策定したため、掲載されるウェブサイトが異なります³。

年月日	公開資料	作成行政庁
R5.6	「AIと著作権」	文化庁 著作権課
R6.1.23 ~2.12	「AIと著作権に関する考え方(素案)令和6年1月23日時点版」(以下、「考え方(素案)」)に対する意見募集のお知らせ	文化審議会 著作権 分科会
R6.2.29	「『AIと著作権に対する考え方について(素案)』に関するパブリックコメントの結果について」(以下、「素案パブコメ結果」)	文化庁 著作権課
R6.3.15	「AIと著作権に関する考え方」	文化審議会 著作権分科 会法制度小 委員会
R6.4.19	「AI事業者ガイドライン(第1.0版)」(以下「AI事業者ガイドライン」)	総務省、 経済産業省
R6.5	「AI時代の知的財産権検討会中間とりまとめ」(以下、「中間とりまとめ」)	AI時代の 知的財産権 検討会
R6.7.31	「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」(以下、「AIと著作権チェックリスト」)	文化庁 著作権課
R6.8	「AIと著作権Ⅱ(解説・AIと著作権に関する考え方について)」	文化庁 著作権課

令和5年6月に文化庁著作権課から「AIと著作権」が公開されて以降、文化審議会著作権分科会を中心とした各機関で審議が重ねられた結果、より検討を深めた資料として「考え方(素案)」が作成されました。さらにこれに対するパブリックコメントが募集され、当該パブリックコメントの結果(資料でいうと「素案パブコメ結果」)を踏まえて、昨年3月15日に「考え方」が策定されました。そして、「考え方」の内容は「中間とりまとめ」⁴の著作権に関する部分に引用され、さらに「考え方」の内容を簡潔にまとめた資料として「AIと著作権Ⅱ」が作成されました。また、「考え方」に示唆されるAI事業者が講じるべき措置等に関するガイドライン⁵として「AI事業者ガイドライン」が作成されており、その「AI事業者ガイドライン」のうち、著作権関連に内容を絞った資料が「AIと著作権チェックリスト」になります。

そのため、行政庁は令和5年に「AIと著作権」を先行して指針として公表した後、令和6年に「考え方(素案)」、「考え方」、「中間とりまとめ」、「AIと著作権チェックリスト」、「AI事業者ガイドライン」及び「AIと著作権Ⅱ」を総じて同一の方針に

に基づき作成しているといえます。

タール1 [第2版] 1条~25条』(勁草書房、2015年)262頁)

2 行政庁の見解

(1) 従来の判例における判断枠組み

どのような場合にAI生成物の利用が著作権侵害となるのかを検討するにあたり、まずは従来の判断枠組みを確認します。既存の判例⁶では、対象となる作品に既存の著作物との類似性及び依拠性が認められる場合には著作権侵害が成立するとされてきました。

類似性とは、表現それ自体でない部分や表現上の創作性がない部分について既存の著作物との同一性があるにとどまるものではなく、既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできるものとされています⁷。

裁判所は、上記類似性が認定できる場合に、さらに、既存の著作物に接する機会があったのか、既存の著作物と対象作品の同一性の高さ等を考慮要素として依拠性を認定⁸し、侵害の成否を判断しています。もっとも、依拠性について正面から定義した判例は存在しないため、コメントールには以下のように記載されています。

依拠性の意味については、①「他人の著作物に接し、それを自己の作品の中に用いること」とする説、②「既存の表現等を利用する意思」というとする説、③「他人の著作物を自己の作品へ利用する事実」で足りるとする説、また④「既存の著作物の表現内容の認識」と「その自己の作品への利用の意思」であるとする説などがある。いずれの見解に立ったとしても、たまたま内容において同一または類似した作品が複数現れたものの、それらの作品がまったく独自に作成されたものであるときは「依拠」の要件を満たさず、したがって複製権侵害は成立しないということになる。そして、既存の著作物の存在を知らなかったことに過失がある場合であっても、既存の著作物の存在を知らない以上これを利用したことにはならず、依拠性は否定され複製権侵害は成立しない。

(半田正夫・松田政行 編『著作権法コンメン

(2) 「AIと著作権」における記載

どのような場合にAI生成物の利用が著作権侵害となるのかについて、「AIと著作権」では類似性について以下のように記載されており、これは上記(1)における従来の判例と同様の判断枠組みであることが分かります。

・「既存の他人の著作物と同一、又は類似している」(=類似性がある)というためには、他人の著作物の「表現上の本質的な特徴を直接感得できること」が必要とされています。

(17頁)

・AIを利用して画像等を生成した場合でも、著作権侵害となるか否かは、人がAIを利用せず絵を描いた場合などの、通常の場合と同様に判断されます。

⇒「類似性」及び「依拠性」による判断

(43頁)

・AI生成物の場合も、「類似性」については、AIを利用せず制作されたコンテンツと同様に判断※されると考えられます。

※「創作的表現」が共通していることが必要であり、アイデア(作風・画風など)のような表現でない部分、又は創作性がない部分が共通するにとどまる場合は、類似性は否定

(48頁)

一方で、依拠性については、「『依拠』とは、『既存の作品に接して、それを自己の作品の中に用いること』をいうとされています。」(19頁)と定義して上記(1)における①説を採用しつつも、その判断枠組みについては以下のような問題提起をするに留まり、統一的な見解を示すに至っていません。

・元の著作物がAIの学習に用いられていれば、依拠性を認めてよいのではないか

・AI生成物が、学習に用いられた元の著作物の

表現と類似していれば、依拠性ありと推定してよいのではないか(その後はAI利用者⁹の側が、元の著作物がAI生成物の作成に寄与していないことを立証すべき)

- ・「AI利用者自身の独自創作であること」に加えて、「AI自体が学習対象の著作物をそのまま出力するような状態になっていないこと(AIの独自作成であること)」の両方がいえない限りは依拠性ありと考えるべきではないか
- ・AI生成物の場合、独自に創作したものである、という反論についてはどう考えるべきか

(48頁)

- ・AI利用者が既存の著作物を認識しており、AIを利用してこれに類似したものを生成させた場合は、依拠性が認められると考えてよいのではないか
- ・AI利用者が、Image to Image (i2i) で既存著作物を入力した場合は、依拠性が認められると考えてよいのではないか
- ・特定のクリエイターの作品を集中的に学習させたAIを用いた場合と、そのような集中的な学習を行っていないAIを用いた場合とで、依拠性の考え方に違いは生じるか

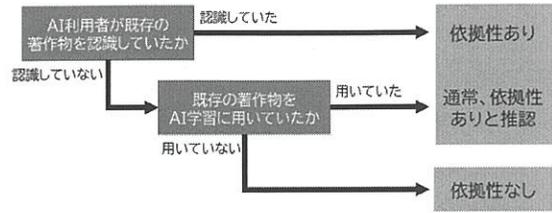
(49頁)

行政庁は「AIと著作権」において、依拠性については統一的な見解ではなく今後、考え方を整理し周知を進めていくという姿勢を示していることから、行政庁の見解を知るためには、後続となる「考え方」や「AIと著作権Ⅱ」ではどのように考え方が整理されているかを確認する必要があります。

(3) 「考え方」、「AIと著作権Ⅱ」における記載

どのような場合にAI生成物の利用が著作権侵害となるのかについて、類似性に関しては「AIと著作権」と同様の考え方が「考え方」や「AIと著作権Ⅱ」でも引き継がれています¹⁰。

さらに依拠性についても、「AIと著作権」とは異なり、判断枠組みが示されています。大枠としては以下のように整理されています。



〔AIと著作権Ⅱ〕36頁

この図によれば、まず、AI利用者が既存の著作物を認識していたと認められるか否かが分岐となるようですが、この点については以下のように記載されています。

① AI利用者が既存の著作物を認識していたと認められる場合

- ✓ 生成AIを利用した場合であっても、AI利用者が既存の著作物(その表現内容)を認識しており、生成AIを利用して当該著作物の創作的表現を有するものを生成させた場合は、依拠性が認められ、AI利用者による著作権侵害が成立すると考えられる。

(例) Image to Image (画像を生成AIに指示として入力し、生成物として画像を得る行為)のように、既存の著作物そのものを入力する場合や、既存の著作物の題号などの特定の固有名詞を入力する場合

- ✓ この点に関して、既存の判例・裁判例においては、被疑侵害者の既存著作物へのアクセス可能性、すなわち既存の著作物に接する機会があったことや、類似性程度の高さ等の間接事実により、被疑侵害者が既存の著作物の表現内容を認識していたことが推認されてきた。
- ✓ このような既存の判例・裁判例を踏まえると、生成AIが利用された場合であっても、権利者としては、被疑侵害者において既存著作物へのアクセス可能性があったことや、生成物に既存著作物との高度な類似性があること等を立証すれば、依拠性があるとの推認を得ることができると考えられる。

(33~34頁)

同記載から、「考え方」では、生成AIが利用された場合における被疑侵害者において既存の

著作物へのアクセス可能性(=既存の著作物に接する機会)があったことや、生成物に既存の著作物との高度な類似性があること等¹¹を、従来判例における考慮要素である既存の著作物に接する機会があったことや類似性程度の高さ等と同列に扱って評価しているといえます。したがって、ここでは、従来判例に近い判断枠組みが採用されているといえます。この枠組みに従って判断した結果、AI利用者が既存の著作物を認識していたといえる場合には、依拠性があると認定されるというのが「考え方」の示す見解です。

上記枠組みに従って判断したところ、AI利用者が既存の著作物を認識していたとは認められない場合には、AI利用者が利用した生成AIが、既存の著作物を学習に用いていたかが次の分岐となります。この点については以下のように記載されています(下線は著者が追加したものです)。

② AI利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI学習データに当該著作物が含まれる場合

✓ AI利用者が既存の著作物(その表現内容)を認識していなかったが、当該生成AIの開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合については、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められることから、当該生成AIを利用し、当該著作物に類似した生成物が生成された場合は、通常、依拠性があったと推認され、AI利用者による著作権侵害になりうると考えられる。

✓ ただし、当該生成AIについて、開発・学習段階において学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはないといえるような状態が技術的に担保されているといえる場合⁴⁵もあり得る。このような状態が技術的に担保されていること等の事情から、当該生成AIにおいて、学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において出力される状態となっていないと法的に評価できる場合には、AI利用者において当該評価を基礎づける事情を主張す

ることにより、当該生成AIの開発・学習段階で既存の著作物を学習していた場合であっても、依拠性がないと判断される場合はあり得ると考えられる⁴⁶。

脚注45: 具体的には、学習に用いられた著作物と創作的表現が共通した生成物が出力されないよう出力段階においてフィルタリングを行う措置が取られている場合や、当該生成AIの全体の仕組み等に基づき、学習に用いられた著作物の創作的表現が生成・利用段階において生成されないことが合理的に説明可能な場合などが想定される。

脚注46: この点に関しては、開発・学習段階において学習に用いられた著作物をAIが過去に学習した以上、このような措置が取られていたとしても依拠性は否定されず、AI利用者の過失が否定されるにとどまる、といった意見があった。

✓ なお、生成AIの開発・学習段階で既存の著作物を学習していた場合において、AI利用者が著作権侵害を問われた場合、後掲(2)キのとおり、当該生成AIを開発した事業者においても、著作権侵害の規範的な主体として責任を負う場合があることについては留意が必要である。

(34頁)

一見、侵害が疑われる作品を制作した本人(ここでは「AI利用者」がこれに該当します。)が既存の著作物(その表現内容)を認識していないのであれば依拠性は認められないようにも思えます。しかし、AI利用者が道具¹²として利用する生成AIの学習データに当該既存の著作物が含まれている場合は、AI利用者の認識がどうであろうと、客観的に当該既存の著作物へのアクセスがあった(=接する機会があった)と認定できるため、依拠性が推認されることが通常であるというのが、「考え方」の示す見解です。もっとも、この見解は、技術的な担保によって当該生成AIにおいて、学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において出力される状態となっていないと法的に評価できる場合には、依拠

性がないと判断されることがあり得るともしており、一定程度のAI利用者への配慮が見られます。

この見解に対し、生成AIを利用して生成物を生成・利用し得る立場からは「AI学習用データに著作物が含まれる場合には、それをもって依拠性が通常推認されるという整理については、本来具体的な技術を前提として裁判所で決定される事柄であり、現状の記載のような明確にすぎる記載方法には違和感がある」¹³、「AI利用者は、通常、開発・学習段階に特定の著作物が学習されていたか否かを把握することは困難な場合が多いと思われ、学習されていることをもって当然に、当該生成AIを用いてAI生成物を生成・利用するAI利用者が依拠性に基づく著作権侵害を負うとする整理は疑問である」¹⁴といった否定的な意見が見受けられました。他方で、AIの産業活用を促進する立場からは、依拠性が通常推認される点について異論はないという意見¹⁵もあったようです。ただし、このように依拠性の通常推認を認める立場からも、依拠性が認められないと判断され得る技術的な例示を示すべきだ¹⁶との意見がありました。

このような「考え方(素案)」に寄せられた意見を踏まえて「考え方」が策定されたわけですが、依拠性の通常推認については変更のないまま公表されています¹⁷。もっとも、依拠性が認められないと判断され得る技術的な例示については、脚注45が追記され、「生成AIについて、開発・学習段階において学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはないといえるような状態が技術的に担保されているといえる場合」が具体的にどのような場合を想定しているのかが明記されるという、意見を踏まえた修正が行われています。なお、このような技術的な担保は依拠性の認定ではなく過失において考慮されるべき事情であるとの意見が脚注46に記載されていますが、仮に過失の問題とすると著作権侵害自体は成立することとなるため、侵害に対する措置として差止請求は可能¹⁸となるという違いが生じることになります。

ここで示されている判断枠組みはAIの学習段階という特殊性を考慮したものであり、「考え

方」における依拠性の判断枠組みのうちで最も特徴的であるといえます。

上記枠組みに従って判断したところ、AI利用者が既存の著作物をAI学習に用いていなかった場合には、依拠性はないと判断されます。AI生成物と既存の著作物との間に類似性が認められるとしても、AI利用者が既存の著作物(その表現内容)を認識しておらず、かつ、既存の著作物をAI学習に用いてもいなければ、これは偶然の一致にすぎないものとして依拠性は認められず、著作権侵害は成立しないというのが「考え方」(33~34頁)の見解です。これは、従来の判例における判断とも整合します。

(4) 小括

以上のとおり、行政庁はどのような場合にAI生成物の利用が著作権侵害となるのかに関して、類似性の認定には従来の判例に則った判断枠組みを採用し、依拠性の認定では従来の判例に則りつつも生成AIの特殊性を考慮した新たな判断枠組みを採用しているといえます。

第4 私見

1 既存の著作物をAI学習に用いていたか否かを知ることが現実に可能なのか

上記第3で検討したとおり、既存の著作物がAI学習に用いられたかを知ることは重要です。では、技術的な観点からは、AI学習に用いられた既存の著作物(学習データ)というのはどのような意味を持つのでしょうか。

そもそも、学習済み生成AIには学習データがそのままデータベースのように蓄積されているのではなく、当該学習データを用いて、最終的な出力(生成)が生成AI開発者の希望する結果となるようなパラメータが複数備えられているという状況です。学習済み生成AIにおいて当該パラメータが個々に何を意味するのか、パラメータ同士がどのような関係にあるのか知ることは困難です¹⁹。

もっとも、学習データにどういった著作物が含まれているかに関連する研究が進んでおり、実際に、生成過程を見ることで生成に寄与したコンテンツを推定する研究²⁰は存在しています。将来的

には当該学習済み生成AIの作成者であれば、学習データにどのような著作物が含まれているか、及びその著作物が生成AIが生成物を生成する際にどの程度貢献したかを知ることが可能となることもあり得ます。他方で、生成AIの作成者ではないAI利用者等が、学習データにどのような著作物が含まれているかを知ることが、たとえ生成AIを分析したとしても現状の技術ではできません。

したがって、現状の依拠性の判断においては、既存の著作物をAI学習に用いているか否かが重要な分岐として設定はされているものの、当該事実に関する立証においては、権利侵害を主張する既存の著作物の著作権者（クリエイター）側も、被疑侵害作品を生成したAI利用者側も自らの努力で証拠を収集することは不可能であるといえます。そのため、AI事業者に対して、学習に用いた著作物等を開示するよう求める必要があります。開示にあたり、「考え方」38頁にもあるとおり、第114条の3、民事訴訟法上の文書提出命令（同法第223条第1項）等の活用が想定され、AI事業者がそうした要請にどのように対応すべきかは「AI事業者ガイドライン」にて取り上げられているところですが、本稿では紙面の関係で触れることができないため、また別の機会に検討するものとします。

もっとも、仮にAI学習に用いられた学習データが明らかとなった場合であっても、上述のとおり、学習済み生成AIは単なるパラメータであり、すべての学習データが生成AIが生成物を生成するのに同程度の重要性を持つわけではないことからすると、既存の著作物はAI学習に用いられたものの、生成物が生成されるにあたってはほとんど貢献しないという事態がある可能性も排除できません。そのような場合にも、客観的なアクセス可能性があるからといって依拠性を推認することはできるのでしょうか。現段階では生成に寄与したコンテンツを推定する技術は研究段階のため実務的には問題となることはありませんが、将来、そうした問題が現実化するかもしれません。

2 AI利用者が著作権侵害をしないために講じられる技術的措置

上記1で検討したとおり、ほとんどのAI利用者

にとって、生成AIの中身はブラックボックスです。そのため、AI利用者による生成AIを利用した生成・利用行為が著作権侵害と言われないためには、そうしたリスクが予め軽減されるような技術的措置が取られているサービスを使うのが望ましいです。

現状でどのような技術的措置がありうるかについて、①特定のプロンプト入力については、生成をしないといった措置、②当該生成AIの学習に用いられた著作物の類似物を生成しないといった措置等²¹が想定されます。本稿の検討対象である依拠性との関係では、①はAI利用者が既存の著作物を認識していると推認されるプロンプト（入力情報）に対して生成を制限する措置を講じることで、そもそも既存の著作物に依拠した生成が不可能となるといえ、有意な措置です。実際に①のようなプロンプトを制限する技術は存在します²²。次に②は、①が入力段階に関する措置であるのとは逆に、出力結果である生成物が学習データに含まれる等の既存の著作物に類似している場合には生成しないという措置であり、こうした措置はそもそも既存の著作物と類似性のある生成が制限されるものであることから著作権侵害のおそれを軽減するといえ、有意な措置です。ただし、②に関して出力するコンテンツが既存のものに類似しているか判断する技術は存在するものの、実用性が低いのが課題です。なぜなら、データ上の類似性は単に外形全体の一致率で測ることが多いところ、著作権法の類似性とは表現上の本質的な特徴を直接感得することのできることであるため、両者の認定が乖離してしまうことがあるからです。AI利用者としては、こうした乖離が解消されるよう、技術の発展を待つばかりの状況といえます。

3 依拠性の推認と第30条の4の関係

上記第3のとおり、行政庁は依拠性について、既存の著作物をAI学習に用いていた場合は通常依拠性が推認されるとしています。この点、確かにAI学習に既存の著作物が含まれていれば客観的なアクセス可能性は認められ、上記脚注12で述べたとおり、こうした生成AIを道具として利用する責任は、AI利用者が負うべきとも思われます。

しかし、生成AIがほとんどのAI利用者にとってブラックボックスであることからすると、AI利用者が負う責任としては重過ぎるような気がします。他方で、著作権者(クリエイター)保護の観点からすると、著作権侵害と判断される範囲を不当に狭めることは許されません。両者の均衡をどのように考えるべきでしょうか。

ここで、本稿では対象としなかったAIと著作権に関する問題として、生成AIの学習に既存の著作物を用いてよいのかという第30条の4は、依拠性の推認とどのような関係にあるのか検討してみます。

生成AIの学習に既存の著作物を利用することが第30条の4の解釈により可能となり得るとされていることから、日本はAI天国²³などと呼ばれ、諸外国よりも生成AIの学習に既存の著作物を利用することが容易な環境にあると言われています。これは、著作権者(クリエイター)保護の観点からは望ましい現状ではないと思われます。

このように学習段階における既存の著作物の利用が広く認められ得る状況において、さらに、生成・利用段階での生成物に対する著作権侵害の判断において権利侵害が認められにくい(依拠性が推認されにくい)判断基準を採用してしまうと、より一層著作権者(クリエイター)の権利が害されるリスクが出てくるのではないのでしょうか。そうした事態を避けるべく、生成・利用段階での権利侵害について、学習データに既存の著作物が含まれれば依拠性は通常推認されるとして、権利侵害が認定される範囲を明確に確保するという判断基準は、極めて妥当なようにも思えます。

現状の行政庁の見解は、あくまで著作権法に関するこれまでの判例・裁判例及び学説状況に照らしたもので²⁴であり、著作権者(クリエイター)保護を考慮要素としたという説明はありません。しかし、著作権法の目的が、著作者等の権利を保護するとともに、著作物の公正な利用を確保することで、文化の発展に貢献すること(第1条)であることからすると、このような学習段階と生成・利用段階での均衡を保つ判断枠組みが導かれたことは自然なことのようにも思われます。

こうした検討を踏まえると、学習段階では著作

権者(クリエイター)の負担が大きく、生成・利用段階ではAI利用者の負担が大きくなっている一方で、それらと比較するとAI事業者²⁵の負担はそれほど大きくないように思えます。三者の均衡を図るためには、AI事業者は著作権者(クリエイター)及びAI利用者に配慮した措置を講じる必要があるのではないのでしょうか。具体的に講じることが期待される措置は現状として「AIと著作権チェックリスト」に記載のとおりですが、今後、どういった措置が必要かという議論をより深く行う必要があります。

第6 さいごに

生成AIの発展により、あらゆる利便性が向上しています。知財との関係においてもプラスに作用する側面も多くあります。他方で、本稿で検討したようにAI生成物の利用が既存の著作物を侵害するのはどのような場合かといった権利関係に関する運用が不明確であることで、著作権者の権利保護が不十分となるリスク、著作物の公正な利用が害されるリスク、AI利用の委縮のリスク等が発生してしまいます。

こうしたリスクを回避するために「考え方」等、行政の見解が策定されていることを踏まえつつ、AIの利活用と著作権法の目的の実現のために必要なことは何か、より一層、議論が深まることが今後も期待されます。

¹ 文化審議会著作権分科会及びAI時代の知的財産権検討会は政府の諮問機関ですが、本稿では簡便性のため、これらも含めて「行政庁」といいます。

² <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiaandcopyright.html> (文化庁)

³ https://www.soumu.go.jp/main_content/000943079.pdf (総務省)

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20240419_1.pdf (経済産業省)

⁴ 内閣府の知的財産戦略推進事務局が主導し、知的財産戦略本部の下で運営されるAI時代の知的財産権検討会が作成した「中間とりまとめ」は商標、不正競争防止法等の著作権に限らない知的財産全体とAIに関

する考え方を示しています。

⁵ 素案パブコメ結果No. 309、336～341等に「AI事業者ガイドライン」に関する言及があります。同ガイドラインは著作権に限らない、AI事業者が指針とすべき事項全般に関する内容が記載されています。

⁶ 最判昭和53年9月7日民集32巻6号1145頁〔ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件〕等

⁷ 最判平成13年6月28日民集55巻4号837頁〔江差追分事件〕等

⁸ 前掲〔ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件〕、東京地判平成4年11月25日知的裁集24巻3号854頁〔土産物用のれん事件〕、東京地判平成11年3月29日判時1689号138頁〔赤穂浪士事件〕等

⁹ 用語の定義は先に述べたとおり「考え方」と「AIと著作権Ⅱ」に従いますが、念のため付記すると、「AI利用者」とは、生成AIを用いるサービスを提供する事業者ではなく、その事業者が提供する生成AIを用いるサービスを利用するユーザーのことを指します。AI利用者は同サービスを利用して、生成物を得ることができ、得た生成物をSNSに投稿する等の利用を行い得る立場を想定しています。

¹⁰ 「考え方」32～33頁、「AIと著作権Ⅱ」31、34頁

¹¹ ここで挙げられている考慮要素とは別に、「AI生成物と既存の著作物との類似性の高さ等の間接事実により依拠性が推認される場合、被疑侵害者の側が依拠性を否定する上では、当該生成AIの開発に用いられた学習データに当該著作物が含まれていないこと等の事情が、依拠性を否定する間接事実となるため、被疑侵害者の側でこれを主張することが考えられる。」（「考え方」35頁）ことから、依拠性の消極的事情として生成AIの開発に用いられた学習データに既存の著作物が含まれていないことが挙げられます。

¹² 「考え方」には「本考え方においても、人が道具としてAIを使用するものであり、これに伴う行為の責任はAIを道具として用いる人に帰属するという前提としている。」（4頁）とあり、これは、AI利用者が生成AIの学習データを含めた客観的な既存の著作物へのアクセス可能性への責任を負うことの根拠ともなる考え方と思われます。

¹³ パブコメNo.317

¹⁴ パブコメNo.319

¹⁵ パブコメNo.320

¹⁶ 同上。「…異論はない。一方、この項目における例示は、AI利用者が生成AIの利用を躊躇しないように、3.に記載の技術的な例示などを含めた具体的な記載とすべきである。」

¹⁷ 「ご指摘の点については、既存の著作物に対するAI生成物の依拠性について、著作権法に関するこれまでの判例・裁判例及び学説状況に照らして考え方を示しているものです。」（「素案パブコメ結果」No.317等）

¹⁸ 「差止請求については、故意及び過失の有無を問わず可能とされている。」（「考え方」35頁）。

¹⁹ 参照「中間とりまとめ」6頁

²⁰ 参照「中間とりまとめ」40～41頁

²¹ 参照「考え方」36頁。また、②は「考え方」脚注45において言及されている「依拠性がないという判断があり得る場合の技術的担保である学習に用いられた著作物と創作的表現が共通した生成物が出力されないよう出力段階においてフィルタリングを行う措置」を含むものと思われます。

²² 「中間とりまとめ」38頁

²³ 日本は生成AI天国か 著作権「学び放題」に危機感も、日本経済新聞、2023.4.13

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD072460X00C23A4000000/>（参照2025. 3.13）

²⁴ 前掲脚注17

²⁵ AI開発者は生成AIを学習させることで利益を享受し、AI提供者は学習済みの生成AIを利用できることで利益を享受しているといえます。

—つづく—

※④は2月14日付掲載